

社会福祉法人みくに園 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みくに園の役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した都度、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席した都度、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

平成 30 年 12 月 1 日 一部改正

別表 1

役員等の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5, 0 0 0 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5, 0 0 0 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5, 0 0 0 円
理事会、評議員会等会議への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5, 0 0 0 円